

宮城県後期高齢者医療広域連合条例第19号（平成19年7月30日）

宮城県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報の保護（第4条—第15条）
- 第3章 開示，訂正及び利用停止
  - 第1節 開示（第16条—第26条）
  - 第2節 訂正（第27条—第32条）
  - 第3節 利用停止（第33条—第36条）
  - 第4節 不服申立て（第37条—第40条）
- 第4章 雑則（第41条—第45条）
- 第5章 罰則（第46条—第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，広域連合の保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を求め  
る権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより，個人情報の  
適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り，もって個人の人格と  
尊厳の尊重に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるとこ  
ろによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて，当該情報に含まれる氏名，生年月日そ  
の他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合す  
ることができ，それにより特定の個人を識別することができることとなるものを

含む。)をいう。

(2) 実施機関 広域連合長，議会の議長，選挙管理委員会及び監査委員をいう。

(3) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画，写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。

(4) 本人 個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は，この条例の目的を達成するため，個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

## 第2章 個人情報の保護

（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第4条 実施機関は，個人情報を取り扱う事務であって，個人の氏名，生年月日その他の記述等により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について，次の各号に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し，一般の閲覧に供しなければならない。

(1) 個人情報取扱事務の名称及び概要

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 個人情報取扱事務の目的

(4) 個人情報取扱事務の対象者

(5) 個人情報の記録項目

(6) 個人情報の処理形態

(7) 個人情報取扱事務を実施機関以外のものに行わせることの有無

- (8) 個人情報の収集先
- (9) 個人情報の利用及び提供の状況
- (10) 個人情報取扱事務の開始年月日及び登録年月日
- (11) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は、次の各号に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

- (1) 広域連合の職員又は職員であった者に係る人事，給与，福利厚生等に関する個人情報取扱事務

- (2) 前号に掲げるもののほか，宮城県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務

（利用目的の特定）

第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（収集の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなけ

ればならない。

3 実施機関は、個人情報収集するときは、本人から直接収集しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令（条例を含む。以下同じ。）に定めのあるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。

(5) 国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）又は実施機関以外の広域連合の機関から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(6) 他の実施機関から第8条ただし書の規定により個人情報の提供を受けるとき。

(7) 事業を営む個人の当該事業に関する情報又は法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）等に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を収集するとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当な理由があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令に定めのあるとき。

(2) 審査会の意見を聴いた上で実施機関が個人情報を取り扱う事務の目的を達成

するために必要と認めるとき。

(利用目的の明示)

第7条 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次の各号に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

- (1) 人の生命、身体又は財産の安全を確保するために緊急に必要があるとき。
- (2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
- (3) 利用目的を本人に明示することにより、広域連合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (4) 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、利用目的以外の目的で個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令に定めのあるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 専ら学術研究等の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

(7) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持を目的として前号に規定する者以外のものに提供する場合であつて、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を利用することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。

(オンライン結合による提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務を電子計算機を使用して処理する場合にあつては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令に定めのあるとき。

(3) 人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 出版、報道等により公にされているとき。

3 前項の提供の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。

(提供を受けるものに対する措置要求)

第10条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又

はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(適正管理)

第11条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(個人情報の消去)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に照らし、保有の必要がない個人情報又は保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに、かつ、確実に消去の措置を講じなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存される行政文書に記録されている個人情報については、この限りでない。

(職員等の義務)

第13条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(委託に伴う措置)

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

(委託を受けたものの義務)

第15条 前条の規定による委託を受けたものは、当該委託の事務を行うに当たって、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### 第3章 開示，訂正及び利用停止

#### 第1節 開示

(開示請求権)

第16条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（次条第2項において単に「法定代理人」という。）は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示請求をすることができる。

3 死者の個人情報については、次の各号に掲げる者（以下「遺族」という。）に限り、開示請求をすることができる。

(1) 当該個人情報の本人の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は子

(2) 前号に掲げる者がいない場合にあつては、当該個人情報の本人の血族である父母

(3) 前2号に掲げる者がいない場合にあつては、当該個人情報の本人の血族である祖父母、孫又は兄弟姉妹

(開示請求の手續)

第17条 開示請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(2) 開示請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人若しくはその法定代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類で実施機関が指定するものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考



となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令の規定により開示することができないとされている情報
- (2) 開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができるものを含む。）又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人等に関する情報又は開示請求に係る個人情報の本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であつて、開示することにより、当

該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 広域連合又は国等（国，独立行政法人等，他の地方公共団体，地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。）の事務事業に係る意思形成過程において行われる広域連合の機関内部若しくは機関相互の間又は広域連合の機関及び国等の機関の相互の間における審議，検討，協議等に関する情報であって，開示することにより，当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの

(5) 広域連合の機関又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって，開示することにより，次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上，当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

イ 監査，検査，取締り又は試験に係る事務に関し，正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約，交渉又は争訟に係る事務に関し，広域連合又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 指導，評価，選考，判定，診断等に係る事務に関し，当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり，又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関し，その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

へ 国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 第16条第2項に規定する開示請求に係る個人情報であつて、開示することにより、当該個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれのあるもの

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報に該当する個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非開示情報に該当する個人情報に係る部分を除いて、開示しなければならない。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であつても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示請求書が提出されたときは、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定、開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定、前条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」と総称する。）をしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を前項の書面に記載しなければならない。
- 4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。

（開示請求に係る事案の移送）

第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報がある実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第23条 開示請求に係る個人情報に広域連合、国、独立行政法人等、広域連合以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び当該開示請求に係る本人以外のもの（以下

この条，第38条第3号及び第40条各号において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは，実施機関は，開示決定等をするに当たって，当該情報に係る第三者に対し，当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を通知して，意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は，第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって，次の各号のいずれかに該当するときは，開示決定に先立ち，当該第三者に対し，当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して，意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし，当該第三者の所在が判明しない場合は，この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第18条第1項第2号ロ又は第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は，前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において，開示決定をするときは，開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間を置かなければならない。この場合において，実施機関は，開示決定後直ちに，当該意見書（第38条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し，開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず，実施機関は，正当な理由があるときは，同項に規定する期間を延長することができる。

(開示の方法)

第24条 実施機関は，開示決定をしたときは，開示請求者に対し，文書，図画又は写真については閲覧又は写しの交付により，スライドフィルム又は電磁的記録についてはその種別，情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により，

速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

- 2 実施機関は、閲覧の方法により個人情報を開示する場合において、当該個人情報に係る行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。
- 3 開示決定を受けた者は、第21条第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。
- 4 第17条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示請求等の特例)

第25条 実施機関が別に定める個人情報は、第17条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、当該実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

(手数料等)

第26条 個人情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

- 2 第24条第1項に規定する写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

## 第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代

わって訂正請求をすることができる。

3 死者の個人情報については、当該個人情報の開示を受けた遺族に限り、訂正請求をすることができる。

4 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(訂正請求の手続)

第28条 訂正請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「訂正請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 訂正請求をしようとする個人情報の開示を受けた日

(3) 訂正請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項

(4) 訂正を求める内容

(5) その他実施機関が定める事項

2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。

3 第17条第2項の規定は、前条第1項から第3項までの規定により訂正請求をしようとする者について準用する。

4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(個人情報の訂正義務)

第29条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報が事実と合致していないと認めるときは、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。ただし、法令に定めのあるときその他訂正をしないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正請求に対する決定等)

第30条 実施機関は、訂正請求書が提出されたときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して30日以内に訂正請求に係る個人情報に訂正するかどうかの決定をしなければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、速やかに、当該個人情報を訂正した上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 第21条第4項の規定は、前2項の決定（以下「訂正決定等」という。）について準用する。

(訂正請求に係る事案の移送)

第31条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第22条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施を行わなければならない。

(個人情報の提供先への通知)



第32条 実施機関は、訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該訂正に係る個人情報を提供したものに対し、遅滞なくその旨を書面により通知するものとする。

### 第3節 利用停止

(利用停止請求権)

第33条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

(1) 第6条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき又は第12条の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前項の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」と総称する。）をすることができる。

3 死者の個人情報については、当該個人情報の開示を受けた遺族に限り、利用停止請求をすることができる。

4 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならない。

(利用停止請求の手続)

第34条 利用停止請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 利用停止請求をしようとする個人情報の開示を受けた日

- (3) 利用停止請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項
- (4) 利用停止請求の内容及び理由
- (5) その他実施機関が定める事項

2 第17条第2項の規定は、前条第1項から第3項までの規定により利用停止請求をしようとする者について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

第35条 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」と総称する。）をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定等）

第36条 実施機関は、利用停止請求書が提出されたときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に利用停止請求に係る個人情報の利用停止をするかどうかの決定をしなければならない。ただし、第34条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の利用停止をした上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面

により通知しなければならない。

4 第21条第4項の規定は、前2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）について準用する。

#### 第4節 不服申立て

（審査会への諮問等）

第37条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、当該不服申立てが不適法であり、却下する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

2 前項の場合において、同項の実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

（諮問をした旨の通知）

第38条 前条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次の各号に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 不服申立てに係る開示決定等について、反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（答申の尊重）

第39条 諮問実施機関は、第37条第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、同項の不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合における手続）

第40条 第23条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定

又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

#### 第4章 雑則

(適用除外)

第41条 前2章及び次章の規定は、広域連合の事務所その他の施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、保有している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。

(他の法令との調整)

第42条 次の各号に掲げる個人情報については、前2章及び次章の規定は、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報（同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。）に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

2 前章第1節の規定は、他の法令（宮城県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第18号）を除く。）の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が第24条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、当該同一の方法で開示することとされている個

個人情報については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

3 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第24条第1項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

4 第2項の規定により開示を受けた場合には、第27条第1項から第3項まで又は第33条第1項から第3項までの規定の適用については、開示を受けたものとみなす。

5 他の法令の規定により自己に関する個人情報の訂正又は利用停止をすることができる場合には、前章第2節及び第3節の規定は、適用しない。

6 前章の規定は、第1項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。

（平成22年2月・一部改正）

（苦情の処理）

第43条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

（国又は他の地方公共団体との協力）

第44条 広域連合長は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

（委任）

第45条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

## 第5章 罰則

第46条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条第1項の委託の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密

に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第47条 前条に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書（前条に規定するものを除き、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第48条 第46条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報をも自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第49条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真若しくはスライドフィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第50条 第15条第1項の委託の事務を行う法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第46条から第48条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第51条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示（第25条第2項の規定による開示を含む。）を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月10日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。